

# 安曇野市融資制度のご案内

## ◆制度資金

(平成 25 年度用)

資金名	融資を利用できる方	資金使途	貸付限度額	貸付利率	貸付期間	返済方法	保証人	担保	申込方法
中小企業振興資金	市内に工場又は事業所を有し、6か月以上の操業実績のある市税完納の中小企業者等	運転資金	2,000万円	年 2.0%	7年以内 (据置0ヶ月)	分割返済	原則不要(法人については代表者が連帯保証人となります)		より書類提出 商工会の経営指導員による経営指導を受けた後、商工会経由に
		設備資金	2,000万円		7年以内 (据置0ヶ月)				
創業支援資金	市内での新規開業予定者又は開業後1年未満の新規開業者で、事業を営むための資金を必要とする者	運転資金	1,000万円	年 2.0%	5年以内 (据置6ヶ月)				
		設備資金	1,000万円		7年以内 (据置6ヶ月)				
新事業活性化資金	市内に工場又は事業所を有し、1年以上の操業実績のある市税完納の中小企業者等で、事業転換又は新分野への進出により経営の多角化を図ろうとする方	運転資金	1,000万円	年 1.9%	5年以内 (据置6ヶ月)				
		設備資金	2,000万円		7年以内 (据置6ヶ月)				
経営安定特別資金	市内に工場又は事業所を有し、6か月以上の操業実績のある市税完納の中小企業者等で、次のいずれかに該当する者 (1) 中小企業信用保険法第2条第4項第1号から第6号まで又は第8号の適用を受ける者 (2) 経理状態が明確であり、経済事情等の変動により、直近3か月間の売上が前年同期比で10%以上減少している者	運転資金	1,000万円	年 1.6%	7年以内 (据置12ヶ月)				
緊急借換対策資金	上記の資金の借入金を借り替える方	運転資金	2,000万円	年 2.3%	7年以内 (据置12ヶ月)				

○創業支援資金の融資上限は、1,000万円を超える部分について、自己資金と同額までとなります。

○次の場合は設備資金の対象とはなりませんのでご注意ください。

1. 貸借対照表の固定資産に計上されないもの
2. 不動産取得のうち、先行投資的なもの又は過剰取得的なもの
3. すでに設備取得等がなされているもの
4. 車両等の購入で使用目的が不明確なもの(自動車の場合原則として「1」及び「4」ナンバー車に限る)

○緊急借換対策資金は平成 21 年 2 月 20 日から平成 26 年 3 月 31 日までの受付となります。

○信用保証料の 4/5 ～全額補助、また緊急借換資金を除く資金は一定の要件の下で、最大 1.0%分の利子補給(1年間分)を行います。

## ◆申込時に必要となる書類

ご用意いただく書類		内容説明		提出部数	発行機関
1	融資あつせん申込書			3	商工会
2	決算書等	個人	・青色申告決算書 ・白色申告収支内訳書	3	
		法人	・決算書 ・試算表(直近の決算後4ヶ月を経過している場合)	3	
3	納税証明書	個人	・滞納がない証明書(指定様式)	3(原本1)	市役所
		法人		3(原本1)	
4	許可証等の写し(許可等を有する業種)		・営業許可書の写し(許認可不要の建設・建築業等(※)は、受注工事明細書を添付して下さい。)	3	
5	見積書等(設備資金の場合)		・見積書、設計書、図面、カタログ、契約書等	3	
6	資金計画調書		・中小企業振興資金用又は緊急借換対策資金用	3	商工会
7	事業計画書(新事業活性化資金の場合)		・事業の内容、実施しようとする理由、将来の見通し等	3	商工会
8	創業計画書(創業支援資金の場合)		・事業概要、創業準備の状況、運転資金計画、設備計画等	3	商工会
9	創業計画に関する意見書(創業前の方)		・計画の妥当性	3	商工会
10	事業を営んでいないことを確認できる書類(創業前の方)		・源泉徴収票等	3	
11	自己資金を確認できる書類(創業前の方)		・融資希望額が1,000万円を超える場合に限る	3	
12	経営状況に関する意見書(創業後1年未満の方)			3	商工会
13	収支等計画書(創業後1年未満の方)		・収支等に関する計画	3	商工会
14	印鑑証明書	個人	・本人名義	2	市役所
		法人	・法人名義	2	法務局
		共通	・保証人名義	2	市役所
15	信用保証委託契約書			1	
16	信用保証料補給交付申請書			1	商工会
17	個人情報の提供に関する同意書			1	商工会

(※)元請 1,500万円以下の場合、又は下請 500万円以下の場合。

◆裏面もご覧ください。

# 安曇野市商工業助成制度のご案内

## ◆商業関係助成制度

(平成 25 年度用)

事業名	内 容	補助要件	経費、補助率、限度額等	備 考
空き店舗等活用促進事業	事業者(個人・法人)、商業団体、NPO 等が空き店舗を賃借して事業を営む場合に家賃の一部を助成する。	商業団体、事業者等が空き店舗を商業、サービス業、集客に役立つ施設の用に供するために、経営指導員の承認を受け、新たに賃貸借契約を締結した物件。	家賃相当額に 2 分の 1 を乗じて得た額の範囲内とし、月額 5 万円を限度とする。ただし、補助金の交付は 3 年以内とする。	商工観光部 商工労政課 商業労政係
販路拡大展示会出店事業	中小企業者等が販路拡大を目指して展示会等へ出展する場合の費用の一部を助成する。	長野県外の見本市、商談会等に市内の中小企業者等が出展するもの。 市長が特に認めた展示会等へ市内の中小企業者が出展するもの。	出展小間料及び小間内装飾費用に 3 分の 1 を乗じて得た額以内とし、5 万円を限度とする。ただし補助金の交付は 1 事業者につき 1 年度あたり 1 回とする。	商工観光部 商工労政課 商業労政係
街路灯維持管理事業	商店街等が所有している街路灯の適正な維持管理に要する経費に対しその一部を助成する。	安曇野市街路灯台帳に掲載されている街路灯。	街路灯に係る電気料はその年間総額の 3 分の 1 を乗じて得た額以内とする。 撤去が必要な街路灯は、その撤去費用に 3 分の 1 を乗じて得た額以内とし、1 基当たり 2 万円を上限とする。	商工観光部 商工労政課 商業労政係

## ◆工業関係助成制度

事業名	内 容	補助要件	経費、補助率、限度額等	備 考
工場等設置事業	特定地域内に工場等を新設、移設又は増設した場合、及びそれに伴い新たに取得した償却資産に係る固定資産税相当額を第 3 年度まで助成する。	工場等の新設、移設又は増設に直接要する経費が 3,000 万円以上のものであること。	新設、移設又は増設した建物及びそれに伴い取得した償却資産に係る固定資産相当額を第 3 年度まで補助。ただし 3 ヶ年の合計額は 3,000 万円を限度とする。	商工観光部 商工労政課 工業振興担当
生産設備取得事業	市内で生産設備を取得した場合、補助金を交付し助成する。	生産設備の取得に伴い新規常勤雇用者が一定数増加するものであること。	生産設備の取得費に 100 分の 10 を乗じて得た額以内とし、5,000 万円を限度に 3 年間の分割補助。	商工観光部 商工労政課 工業振興担当
工場用地取得事業	工場等を新設、移設又は増設するため特定地域内にその用地を取得する場合、取得用地の固定資産税相当額を第 3 年度まで助成する。	用地取得後 3 年以内に操業を開始すること。	取得用地に係る固定資産税相当額を第 3 年度まで補助。ただし 3 ヶ年の合計額は 2,000 万円を限度とする。	商工観光部 商工労政課 工業振興担当
空き工場等活用促進事業	中小企業者等が空き工場を賃借して事業を営む場合に家賃の一部を助成する。	原則として 5 年以上継続して操業すること。	家賃相当額に 2 分の 1 を乗じて得た額の範囲内とし、月額 15 万円を限度とする。ただし、補助金の交付は 3 年以内とする。	商工観光部 商工労政課 工業振興担当
技術・製品等展示会出展事業	展示会等において、自社で開発した製品を出展し、又は自社の技術を紹介する場合にその費用の一部を助成する。	長野県外の工業展、商談会等に市内の中小企業者等が 3 社以上で協力して出展するもの。又は、市長が特に認めた展示会等へ市内の中小企業者等が出展するもの。	出展小間料及び小間内装飾費用に 3 分の 1 を乗じて得た額以内とし、15 万円を限度とする。ただし補助金の交付は 1 事業者につき 1 年度あたり 1 回とする。	商工観光部 商工労政課 工業振興担当
新製品・新技術開発支援事業	新製品、新技術の開発又は研究を行う場合にその経費の一部を助成する。	新製品・新技術開発事業審査会の事業採択を受けたものであること。	補助対象経費に 100 分の 50 を乗じて得た額以内とし、50 万円を限度とする。	商工観光部 商工労政課 工業振興担当

※市助成制度の主な概要です。この他にもメニューがございますので、詳細についてお問い合わせください。

◆お問い合わせ先 〒 399-8303 長野県安曇野市穂高 6685 番地 (穂高総合支所内)

安曇野市役所 商工観光部商工労政課 電話(代) 0263-82-3131 内線 282 283

◇裏面もご覧ください。